

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月27日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市西区靱本町1丁目11番7号	
氏名 株式会社熊谷組 関西支店	
常務執行役員支店長 若林 誠	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6225-2256	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社熊谷組 関西支店
事業場の所在地	市内 工事現場
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	売上高 523億円 （2023年度）
③従業員数	331 名 2024年4月現在
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添 2 管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	91,145.21 t	236.26 t
	(これまでに実施した取組) ・コンクリート二次製品の使用（がれき類） ・熱帯材代替型枠の使用（木くず） ・実寸発注の実施（木くず）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	82,030.69 t	212.63 t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記の取組を実施予定 ・梱包材の簡素化（廃プラスチック類、木くず）		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、木くずは分別すると共に、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・その他の品目についても、出来る限り分別を実施。		

(第2面－2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
6.30 t	197.31 t	2.83 t	281.15 t

②計画

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
5.67 t	177.58 t	2.55 t	253.04 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

がれき類	建設系混合廃棄物		
4,141.60 t	422.42 t	t	t

②計画

がれき類	建設系混合廃棄物		
3,727.44 t	380.18 t	t	t

(第3面－1)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面-1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	91,145.21 t	236.26 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	30,672.91 t	236.26 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	91,145.21 t	95.38 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.00 t	140.88 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って、産業廃棄物処理を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。 ・再生利用が可能である廃棄物については再生利用業者へ処理委託する。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
6.30 t	197.31 t	2.83 t	281.15 t
6.30 t	178.76 t	2.83 t	281.15 t
0.30 t	78.78 t	2.83 t	281.15 t
6.00 t	118.53 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

がれき類	建設系混合廃棄物		
4,141.60 t	422.42 t	t	t
1,278.80 t	420.86 t	t	t
4,141.60 t	113.23 t	t	t
0.00 t	309.19 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

(第5面－1)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	82,030.69 t	212.63 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	27,605.62 t	212.63 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	82,030.69 t	85.84 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.00 t	126.79 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 ・電子契約の導入を進めるため、電子契約対応可能な処理業者から選定する。		
※事務処理欄			

(第5面－2)

②計画

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
5.67 t	177.58 t	2.55 t	253.04 t
5.67 t	160.88 t	2.55 t	253.04 t
0.27 t	70.90 t	2.55 t	253.04 t
5.40 t	106.68 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第5面－3)

②計画

がれき類	建設系混合廃棄物		
3,727.44 t	380.18 t	t	t
1,150.92 t	378.77 t	t	t
3,727.44 t	101.91 t	t	t
0.00 t	278.27 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

- ・がれき類（コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、再生碎石として再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託して、チップ（合材用、燃料用）として再資源化
- ・その他の品目→中間処理業者に委託

別添 2 管理体制図

【別紙】建設副産物管理体制表

